

| 管理コード | 府省庁名 | 要望事項(事項名) | 該当法令等 | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | 措置の分類 | 措置の内容 | 各府省庁からの検討要請に対する回答 | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 「措置の分類」の見直し | 「措置の内容」の見直し | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 | プロジェクト名 | 提案事項管理番号 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関係府省庁 | |
|--------|-------|-------------------------------|---|---|--|--|------------|-------|--|--|-----------|-------------|--|--------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|------------------------|------------------------|-------------|-------|
| 100010 | 農林水産省 | 農用地域内における開発行為の特例 | 農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条第3号 | 市町村は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地の区域を農用地域として設定する。 農用地域内では、農業用施設として耕作又は養蚕の業から必要施設(畜舎、温室、その他農産物の生産、集荷、調整、貯蔵又は出荷等の用に供する施設、耕作又は養蚕の業を営む者が設置・管理する農産物の製造(加工)又は販売の用に供する施設)の設置が可能である。 | 農業従事者、若しくはそれに係わる法人が農地を取得し、自分達の生産物を加工販売する農家レストランや農家民宿、農産物加工所など、6次産業に関する施設の設置を旨とし、ついでに、取得した農用地域内の農地の一部に当該施設を建てた開発行為を行い、農産物の生産、加工、販売を可能とする措置を求める。 | 当該地域では、新東名が、額田インターチェンジ、新城インターチェンジと開通し既存の浜北いなほインターチェンジと高野峠道路との接点で地域にかけも整備され、時を同じく(旧)国道40号を記念し、実施される徳川家康公誕辰400周年記念事業が開催されます。岡崎市、浜松市、静岡市、静岡県の一県三市の行政区を越えた観光事業に、新たに新城市が加わり、高速道路を下りた下道での観光ルートを整備する事で観光滞在時間を有意義に活用し地域との交流を持って頂く取り組みが期待されています。今回の事業名は今まで遠征して来た所謂中山間地に入りの動線を通る動きがあります。それら新しい人々の動線の中で当該地域の色がしっかりと出せる観光行政は地域の産業と観光の創出の場として非常に重要であると考えます。それらの産業と観光を維持して行くには同一テーマである歴史的街道沿い、元々の茶生産に強いという地域資源を使い、グムメ的に同一テーマを持たせ提供することで、地域に無い強みによる観光行政を提案出来る場があります。又日本茶の消費が落ちている中で、独立行政法人 農産・食品産業技術総合研究機構出身の若手茶業家が経営するそれぞれが異なる街並みで製造販売している事から、和製紅茶の輸出に向けて努力し、この地域のブランドを築いていく。その中で、より新たな茶業への進出を図る事を目指し、茶業を専業とし、お茶の栽培、製造加工、そして販売を一体的に提供し、多様な茶業が再整備されそれぞれの経営の中で観光客を楽しませる事を促したい。そして地域の観光ブランドを持ってロシアや中東等の世界的に伸びる紅茶のマーケティングの一角に日本産紅茶が担い日本産紅茶を輸出産品として確立させる事が目的です。 | D (一部C) | - | 農用地域内において設置できる農産物の製造(加工)・販売施設については、主として自己の生産する農産物を使用するものに限っていただく。平成26年4月1日付付で農業振興地域の整備に関する法律施行規則を改正し、主として自己の生産する農産物や地域において生産される農産物を使用できるような要件緩和を行ったところである。 | また、農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として自己の生産する農産物や地域において生産される農産物を利用して提供する場合に農業用施設とみなし、農用地域内に設置できるようなことにより、国家戦略特別区域制度の活用により設置が可能となる。 | | | | | | 1 0 1 1 0 1 0 | 紅茶街道特区 | 特定非営利活動法人 インディアンサマー | 愛知県 | 農林水産省 |
| 100020 | 農林水産省 | 農業生産法人以外の法人による農業参入に係る特例 | 農地法第3条第2項第2号 | 法人の農地の所有権取得は、農業生産法人の要件を満たす必要があるが、普通競争者からの出資は総議決権の1/4以下まで可能。また、リース方式による農業参入は、全面解禁(出資に関する要件はなし)とし、参入を自由化。 | 現在、農業生産法人に限られている農地の取得について、農業生産法人以外の法人についても取得を可能とする措置を求める。 | 当該地域のブランドを担うものは、日本茶であり、新たに作られた日本産紅茶を主軸としたもので在りたいと思えます。それはこの地域は既に茶産産が盛んな事、茶産がない事、そして茶業として新たなマーケティングがある紅茶の市場を確立したいと願っている団体がある事と見られます。元々の日本茶の消費が落ちている中で、独立行政法人 農産・食品産業技術総合研究機構にて研修を受けた茶業家は明治時代から続く農産行政の中で日本産紅茶の輸出は絶断であり、茶業として新しいマーケティングを確立する為に日本産紅茶の輸出を先発する必要があると思っております。それに伴って長年集積してきた出来た商品と一定のユーザーに使用し、バックにバックで買必要があり、今回の観光行政の出場と得られるマーケティングを軸にその高品質を向上させ、お茶の消費を促す事で和製紅茶の出資を向上し、ブランドを確立する事で海外進出も可能であると見えます。その為にも一定量の生産物を供給するマーケティングの確保は重要であり、他業種からの参入を促す事で他業種の販売上への期待が必要となる茶業の消費(消費者の交流や他業種での消費)を、当該ブランドに指定する事を促します。今回の特区申請の中で農業者への進出を促しながらも、消費者としての参加して買える様に、農地貸し付け方式による株式会社等の農業者への参入は重要な要素と見えます。そして他業種にて投資が可能な農業者への参入は必要とした時に、当該地域の農産物を使ったイメージ戦略と農業者への参入環境を整備する事で当該事業に参加する人数が増え、それに伴いマーケティングも確保されるものと考えます。 | D | - | 要望事項は、提案内容によると、茶農業者への消費者や他業種からの出資を増やすことと、市町村が定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれのないこととを前提とした上で、農業生産法人は、当該法人の総議決権の1/4まで定期競争者等の新たな業種の取引先からの出資を受けることを可能としています。また、農地貸し付け方式(リース方式)であれば、出資に関する要件はなし、農業参入を自由化しています。したがって、要望事項は、現行制度の下においても対応可能なもの認識しています。 | | | | | | 1 0 1 1 0 2 0 | 紅茶街道特区 | 特定非営利活動法人 インディアンサマー | 愛知県 | 農林水産省 | |
| 100030 | 農林水産省 | 農地における常置型太陽光発電設備等の設置に伴う農地法の特例 | 農地法第4条、第5条 農地法施行令第10条第1項第1号イ 農地法の運用について(平成21年12月11日付農林水産省農林局長官農林局長長官通知) 1.支柱を立てて常置を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて(平成23年5月11日付農林水産省農林局長官局長通知) | ・農地を農地以外のものにすることは、都道府県知事(農林水産大臣)の許可を受けなければならない。 ・農地を農地以外のものにすることを又は移転させた農地を農地以外のものにすることを、この土地について所有権等の権利を行使し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事(農林水産大臣)の許可を受けなければならない。 ・定期転用許可制として農地転用許可制度上の取扱いについて(平成23年5月11日付農林水産省農林局長官局長通知) | 農地に支柱を立てて常置を継続する太陽光発電設備等を設置する場合の一時転用許可期間を3年間から10年間に延長し、申請者の許可負担軽減を図るとともに、常置を再生可能なエネルギーの活用を両立し取組みを促進する。 | 【実施内容】 農地に支柱を立てて常置を継続する場合の一時転用許可期間を3年間から10年間に延長し、申請者の許可負担軽減を図るとともに、常置を再生可能なエネルギーの活用を両立し取組みを促進する。 【提案理由】 本県の農地法の運用改正は、継続的に農業が行われることを条件に、農地でも太陽光発電設備等を設置できるようなこととする。常置設備の設置には初期投資が必要、再生エネルギーによる固定価格買取制度の買取期間は10年単位(太陽光発電の場合は20年)とされている。常置型一時転用許可は、全国で33件(25年11月末現在)と設置が進んでいない。 【代替措置】 一時転用許可は、毎年、農産物の生産状況について報告書の提出を必要としていること、常置の継続を確認することである。また、3年ごとに市町村農業委員会が、現地確認の上、意見を一時転用許可者に提出するよう義務付ける。 | C | IV | 一時転用許可の期間については、農地転用許可制度上、必要最小限の期間としており、市町村が定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれのないこととを前提とした上で、農業者や他業種からの出資を増やすことと、市町村が定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれのないこととを前提とした上で、農業生産法人は、当該法人の総議決権の1/4まで定期競争者等の新たな業種の取引先からの出資を受けることを可能としています。また、農地貸し付け方式(リース方式)であれば、出資に関する要件はなし、農業参入を自由化しています。したがって、要望事項は、現行制度の下においても対応可能なもの認識しています。 | 農地における常置型太陽光発電設備等の設置に伴う一時転用許可については、下部の農地において生産された農産物に係る状況の毎年の報告を義務付けております。これは通常の一時転用許可とは異なるものであり、この報告により市町村が定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれのないこととを前提とした上で、農業生産法人は、当該法人の総議決権の1/4まで定期競争者等の新たな業種の取引先からの出資を受けることを可能としています。また、農地貸し付け方式(リース方式)であれば、出資に関する要件はなし、農業参入を自由化しています。したがって、要望事項は、現行制度の下においても対応可能なもの認識しています。 | | | 一時転用許可については、法令上、「施設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために利用」の、また、「その利用に供するためにその土地が耕作の目的に供されることが確保」であることが必要です。 一時転用許可の期間については、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれのないこととを前提とした上で、農業生産法人は、当該法人の総議決権の1/4まで定期競争者等の新たな業種の取引先からの出資を受けることを可能としています。また、農地貸し付け方式(リース方式)であれば、出資に関する要件はなし、農業参入を自由化しています。したがって、要望事項は、現行制度の下においても対応可能なもの認識しています。 | 1 0 1 1 0 5 7 0 | 長野県 | 長野県 | 農林水産省 | | | |
| 100040 | 農林水産省 | 生産森林組合の施策の委託要件に係る制限の緩和 | 森林組合法第93条、第95条 森林組合法の運用について第201、2(附)53 年9月14日付53林野局長官通知) | 生産森林組合は、自ら所有する森林の経営を行う協同組合であり、その森林経営の共同化を生産力に向上させること、必要に必要労働力は組合員から提供されることと原則としている。このため、組合員の2分の1以上は、その組合の行う事業に常務理事等である必要があることとされており、また、組合員が所有する森林の経営を委託する場合には、当該森林の過半に及ぶことは好まれないとされている。 | 木材資源の利用促進のため、生産森林組合が組合員から労働の提供を受けること、協同組合員は森林の経営への従事者であり、他に農業委託を行うことについては一定の制限がある。組合員が労働の提供を行なうこと、農業を委託により実施することを可能とする。 | 【提案理由】 本県の森林資源が充実しつつある中、「森林風」から「林業風」へと変遷するため、効率的な生産による木材資源の活用促進に取り組んでいる。「埼玉平野」は、その中でも、生産森林組合は、個人所有の森林に比べて所有規模が大きく、過去の参入が行き届いているにもかかわらず、組合員の高齢化により継承者が減少していること、また、組合員が所有する森林の経営を委託する場合には、当該森林の過半に及ぶことは好まれないこと、木材資源の利用が限られていること、そこで、他の林業事業体に農業の全面的な委託を可能にして、効率的な木材生産を行い、森林資源の有効活用と持続的な森林経営を促進していく。 | F | I, IV | 生産森林組合は組合員からの資本と労働の提供を受けて森林経営の共同化を図る制度(昭和28年度創設)であること踏まえれば、森林の経営は組合員が協同して行うことを想定していたところである。地方、現在、組合員が高齢化していること、森林・林業をめぐる状況や地域の林業経営の状況等が制度設計へと変化している。こうした状況を踏まえ、生産森林組合が期待できる機能を発揮しやすくなるための方策について検討を行います。 | | | | | 1 0 1 1 0 5 8 0 | 長野県 | 長野県 | 農林水産省 | | | |
| 100050 | 農林水産省 | 国営かんがい排水事業の実施要件の緩和 | 土地改良法施行令第49条第1項第1号 「国営かんがい排水事業実施要綱」(平成元年7月1日付元農林省第53号農林水産事務次官通知) | 国営かんがい排水事業により、農業用排水施設の更新、変更等を行う場合、専業の農業従事者として、受益面積がおおむね3,000ha以上であり、末端支配距離がおおむね500ha以上と規定されている。 | 農業用排水施設の整備事業について、一般河川を介した個別の排水路網を連続した受益とみなし、さらに末端受益面積要件を廃止することにより、地域の排水路網を一体的に整備できるよう制度の変更を提案する。 | 提案理由: 埼玉県北部の羽生市、加須市、久喜市にまたがる「埼玉平野」地域の排水は、農業排水路を通じて一般河川に流れている。「埼玉平野」は、その中でも、生産森林組合は、個人所有の森林に比べて所有規模が大きく、過去の参入が行き届いているにもかかわらず、組合員の高齢化により継承者が減少していること、また、組合員が所有する森林の経営を委託する場合には、当該森林の過半に及ぶことは好まれないこと、木材資源の利用が限られていること、そこで、他の林業事業体に農業の全面的な委託を可能にして、効率的な木材生産を行い、森林資源の有効活用と持続的な森林経営を促進していく。 | C | - | 農業用排水施設の更新、変更等を行う土地改良事業は、国と地方の役割分担の下、事業の目的、規模、範囲等に応じて、国、都道府県、市町村等が事業主体として実施することとしています。国営かんがい排水事業の対象地域とは、一般河川を介するか否かにかかわらず、地域の排水路網や施設の管理体制等の観点から総合的に判断してはいるが、このように、国営かんがい排水事業は、国と地方の適切な役割分担により事業を実施する仕組みとされていることから、国営かんがい排水事業における末端支配距離要件を廃止することは困難です。 | 本件は、広域で排水被害が生じるような地域の状況であること、国営かんがい排水事業の対象地域においては、国は規模が大きく公共性及び公益性の高い灌漑的な農業水利施設を整備し、それにつながる支線や末端の農業水利施設は、県や市町村等が整備するという役割分担としています。このため、本事業の対象施設は、国営かんがい排水事業の役割分担により判断してはいるものの、複数の水路を一つの水路とみなすことで、末端支配距離要件を判断することは国と地方の適切な役割分担の観点から困難です。 | | | 1 0 1 1 0 7 1 0 | 埼玉県 | 埼玉県 | 農林水産省 国土交通省 | | | | |

| 管理コード | 府省庁名 | 要望事項 (事項名) | 該当法令等 | 制度の現状 | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | 措置の 分類 | 措置の 内容 | 各府省庁からの検討要請に対する回答 | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 「措置 の分 類」の 見直し | 「措置 の内 容」の 見直し | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 | プロジェクト名 | 提案 主体 番号 | 提案主体名 | 都道府県 | 制度の所管・関係 府省庁 |
|--------|-------|---|-----------------|--|---|---|-----------|-----------|--|-------|------------------------------------|--|---|--------------------|---------------------------------|----------------|-------|-------|-----------------|
| 100060 | 農林水産省 | 圃場の転用許可権限の農への移譲及び農地転用許可に係る大臣との事前協議制度の廃止 | 農地法第4条、5条、附則第2項 | <p>・農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事(農林水産大臣)の許可を受けなければならない。</p> <p>・農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について所有権等の権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事(農林水産大臣)の許可を受けなければならない。</p> <p>・都道府県知事は、当分の間、同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係る許可をしようとする場合には、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。</p> | 農地転用について、地域の農林水産業の活性化につながることを認められた大規模転用の場合は、圃場の転用許可権限(4ha超)を前に移譲するとともに、知事許可(2ha超4ha以下)に係る大臣との事前協議制度も廃止すること。 | <p>・全国知事会等による自治体アンケート(平成25年10月2日に公表)によれば、これまでに企業誘致や新設設置に伴う農地整備などの具体的計画が存在したにもかかわらず、国との事前協議開始から正式協議まで2年とか1年4ヶ月を要した事業が有ったものと推測される。</p> <p>・農業を含む地域経済の活性化のためには、長期にわたる事前調整を要して、農地転用事務の迅速化を図り、地域の実情に応じた土地利用調整が必要である。</p> <p>・地方が農地を含めた土地利用に関して権限と責任を担うことは、地域の実情に応じた土地利用の実現に資することから、農地転用許可は全て地方自治体が行うべきである。</p> | C | I | <p>規模の大きな農地転用は、農地がまとまって失われるだけでなく、とりわけ集団的な優良農地においては、周辺農地の無秩序な開発を招き、効率的な農業生産に支障を及ぼすおそれがあるなど影響が大きいことから、引き続き、一定の国の関与が必要であると考えられています。</p> <p>なお、平成21年の農地法改正法の附則に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、検討を進めることとしています。</p> | | <p>右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p> | <p>・地方が、農地を含めた土地利用について権限と責任を担うことにより、真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じたまちづくりを行うことができるようになることと、事務手続きの迅速化が図られ、より機動的な対応が可能となる。</p> <p>・「規模の大きな農地転用は…影響が大きい」との漠然とした理由だけでは、国に権限を留保する必要性の説明がなされているとは言い難い。</p> | <p>規模の大きな転用については、地域の実情も十分踏まえつつ、優良農地を確保し食料の安定供給を図るという観点から厳正に解釈し基準を適用していくことが必要と考えられており、圃場の開発行為と距離をおき全国的な視点に立って判断することが適当であると考えます。</p> <p>なお、事務手続きについては、標準処理期間(6週間)を設けて迅速な処理がなされるようしております。</p> <p>いずれにせよ、農地転用に係る事務・権限については、平成21年の農地法改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、検討を進めることとしています。</p> | | 1 0 1 8 1 0 0 | 兵庫県 | 兵庫県 | 農林水産省 | |